

第十三回 参議院外務委員会會議録第二十六号

(五二三)

昭和二十七年四月二十八日(月曜日)午
前十一時一分開会

出席者は左の通り。

委員長 有馬 英二君
理事 徳川 頼貞君
野田 俊作君
曾祢 益君

委員

杉原 荒太君
團 伊能君
平林 太一君
伊達源一郎君
岡田 宗司君
加藤シヅエ君
大隈 信幸君
大山 郁夫君
兼岩 傳一君

政府委員

外務大臣官房長 大江 晃君
外務事務官外
務大臣官房審
議室勤務 三宅喜二郎君
入国管理庁長官 鈴木 一君
入国管理庁審
判調査部長 鈴木 政勝君
事務局側
常任委員 久保田貫一郎君
会専門員

本日の会議に付した事件
○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命
令に関する件に基く外務省関係諸命
令の措置に関する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

○外国人登録法案(内閣提出、衆議院
送付)
○日本国との平和条約第十五條(a)に基
いて生ずる紛争の解決に関する協定
の締結について承認を求めるの件
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(有馬英二君) それではこれ
から外務委員会を開会いたします。

前回は兼岩委員の質疑に對しまして
は、政府から書面を以て答弁すること
に決定いたしましたから、さよう御承
知をお願いいたします。

本日は直ちに討論に入ります。ポツ
ダム宣言の受諾に伴い発する命令に關
する件に基く外務省関係諸命令の措置
に関する法律案並びに外国人登録法
案、二題を一括して御討論をお願い
いたします。御意見のおありのかたは賛
否を明らかにしてお述べをお願いします。

○曾祢益君 議事進行について……
討論にお入りになるということですが
が、本案に對して修正の意見を私は持
つてゐるのであります。その議事
手続上は一体どういふことになるので
ございましょうか。この原案について
討論して、さうして採決をする前に修
正の動議をお取上げになるかどうかと
いうことをお諮り願うのでしようか。

○委員長(有馬英二君) 討論の際にお
述べを願ひまして、討論が終結いたし
ました際に修正案を採択するかどう
かというのを皆さんにお諮りいたしま

す。さよう御承知をお願いします。
○曾祢益君 結構です。
○大隈信幸君 私は同案につきまして
賛成をいたします。

なおこの際ポツダム宣言の受諾に伴
い発する命令に關する件に基く外務省
関係諸命令の措置に關する法律案につ
きまして、極く簡単な修正案を提出し
たします。朗読いたします。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する
命令に關する件に基く外務省関係諸
命令の措置に關する法律案の一部を
次のように修正する。

附則第一項但書を削る。
この附則第一項の但書と申しますの
は、「但し、第三條中入国管理庁設置
令第十六條に關する部分は、昭和二十
七年四月一日から施行する。」という
その項を削除するわけでございます。
その理由は、最初この法案が提出され
ました當時におきましては、四月一日
の年度替りからその入国管理庁設置令
第十六條の部分が発効せるといふ御
希望であつたと思つてございまして、
今日におきましては、すでに時期を失し
ております。適つて発効させる必要
を認めないわけでありまして、以上
その部分を削除するわけでございます。
その部分については同案共私は賛成をいた
します。

但し、私はいろいろ希望を申上げた
いのでございまして、この法律が実施さ
れますに當りまして、終戦前から日本
に滞在しておられたところの朝鮮人、

台灣人、中国人等のかたへにつきま
しては、いろいろ不安をこの法律が
かもし出しておつたわけでありまして、
その不安を何とかして除去したいとい
うことは、委員会の各委員とも一致し
た御見解だつたと思ひます。そのため
に今まで長いこといろいろ議論を盡
して来たわけでございます。特に小
委員会等も設けられました。その点の
議論が交されたわけでございます。

で、なお小委員会におきましては、こ
の問題について何らか救済する方法は
ないかといつたようなお考えもあつ
て、一つの意見が取りまとめられたわ
けでございますけれども、併しなが
ら、それを實際に法律上に現わすとい
うことになりまして、なかなかいろいろ
な点において困難な問題が起きて参
ります。併し一方その議論をいたして
おります間において、政府側からもい
ろいろとさつぱらんな御答弁もあ
り、十分政府側も我々の意向を呑込
んで頂きましたし、又政府側として
も、その意味において善処するといふ
相当な腹の中も見せて下さつたわけ
で、その政府側の意思を我々としては
信用いたしまして、この法律案に賛成
する次第でございます。

問題と申しますのは、他の委員から
もいろいろとお話が出ると思ひますけ
れども、要するに永住権の問題或いは
強制退去を実施する場合にどうする
か、それから終戦前からおられたかた
がたに對しまして、無條件にそれを発
動するかどうかといつたような点に集

約されてゐるのであります。併しな
がら政府としては、この点は十分に考
慮して、決して非人道的な取扱をする
のではない。従来からおられたかたが
たに對しては特別な考慮の下にこれを
実施して、非人道的なことは行わな
いといふことがはつきりと断言せられ
たわけでございます。その点を我々は
信じてこの法案に賛成する次第でござ
います。なお併しながら、私といたし
ましては、この委員会においてそのよ
うな政府が声明と申しますか、はつき
りしたことを言われたわけございま
すけれども、併しながら、これを更
に進んでこの法律が附された際
に、声明或いは他の方法によつてこれ
を末端機關まで周知徹底せしめて、決
して前に申上げたかたへへの取扱につ
いて非人道的な、或いは不公平な取扱
のないことを十分に頂きたい。そ
の一つのの方法といたしまして、私とい
たしましては、委員長に強く要望いた
したいのは、今日この法案が本委員会
を通りまして、本会議に上程されまし
た際に、本会議において結論が出た後
において、当該の大臣から、本会議に
おいて政府が考えておるところの取扱
方針と申しますか、それについてはつ
きりしたところの御意見を本会議の席
上において明確にして頂きたいといふ
ことを強く希望いたしまして、私の討
論を終ります。

○曾祢益君 私はこの二つの法案に對
しまして修正の意見を持つておるもの
でございます。現実的には一つの法

第五部 外務委員会會議録第二十六号 昭和二十七年四月二十八日【参議院】

第五部 外務委員会會議録第二十六号 昭和二十七年四月二十八日【参議院】

第五部 外務委員会會議録第二十六号 昭和二十七年四月二十八日【参議院】

第五部 外務委員会會議録第二十六号 昭和二十七年四月二十八日【参議院】

第五部 外務委員会會議録第二十六号 昭和二十七年四月二十八日【参議院】

第五部 外務委員会會議録第二十六号 昭和二十七年四月二十八日【参議院】

第五部 外務委員会會議録第二十六号 昭和二十七年四月二十八日【参議院】

第五部 外務委員会會議録第二十六号 昭和二十七年四月二十八日【参議院】

案、即ちボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く外務省關係諸命令の措置に關する法律案に對する修正案でございますが、この修正案につきましても、すでに委員長の手許に提出してございます。従いまして先ず、修正の案を読み上げまして、そうして趣旨を御説明申し上げたいと思ひます。

法律案に對する修正案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く外務省關係諸命令の措置に關する法律案を次のように修正する。

第一條中「附則第三項から附則第十八項までを削り、附則第十九項を附則第三項とし、以下順次十六項ずつ繰り上げる。」を次のように改める。

附則第三項から附則第十八項までを削り、附則第二項の次に次の二項を加へ、附則第十九項を附則第五項とし、以下順次十四項ずつ繰り上げる。

3 日本国との平和條約の規定に基き同條約の最初の効力發生の日において日本の國籍を離脱する者で、昭和二十年九月二日以前から同條約の最初の効力發生の日まで引き続き本邦に在留するもの（昭和二十年九月三日から同條約の最初の効力發生の日までに本邦で出生したその子を含む。）は、第十九條及び第二十二條の二の規定にかかわらず、本邦に在留することが出来る。但し、將來別に法律の定めるところによりその者の在留資格及び在留期間を決定するものとする。

4 前項に規定する者及び昭和二十九年九月二日以前から引き続き外國人として本邦に在留する者で、その者の國籍又は市民権の属する國につき特別の事情があるため当該國に送還することが不適当であるものについては、第五十三條の規定にかかわらず、本人の希望を徴して、送還先を決定するものとする。

第二條第六項を削る。

以上が修正案でございます。

次に修正案提出の理由を申し上げます。政府の原案を本委員会におきまして非常な熱心に審議して参つたのであります。その過程を通じて、三點ばかり非常に重要な點が問題になつたのでございます。第一點は、只今大隈委員から大体同様なことをお話になつたと思ひますが、第一點は從來の台灣人、朝鮮人であつて、これは日本の獨立の結果國籍を失う者について、實際上の問題として彼らに引き続き居住を認め行く、これは原則として外交的に見ましてもいさゝか問題を含んでゐることは當然でございます。即ち純理論的に申上げるならば、今度日本から分離される地域に住んでおつた、平穩に住んでおつた日本人、即ち國籍を失わない純然たる日本人とでも申しましようか、これらの諸君も本邦和後には再び朝鮮なり或いは中國なりに歸つて住むといふことを、日本國とこれらの諸國との交渉において主張すべき十分なる理由は理由があると思ひます。いわゆる互惠主義、相互主義をとつてこのことを主張すべきである、決して一方的に日本におられたこれらの諸君に對してのみ特別な取扱ひをし

ろといふことを私は主張するものではございません。併しながら現実の問題としては、すでにこれらの地域に住んでおつた我が同胞は送還されておるのではありません。生活の根拠も失つております。その他いろいろ國際關係等から見まして、多くの人のについては實際上相互主義を適用すべきことは困難でございまして、その事情も考え、又人道的に考える場合に、少くとも日本に住んでおつたこれらの諸君に對して事實上居住の事實を認め、安心を與えてやることは、これは當然であると私は考えるのであります。而もその点につきましても、政府當局の見解を質しましたところ、政府當局の關係はあるけれども、事實においては永住權といふことは、少し言葉としては行過ぎかかも知れませんが、事實上居住を認めて行こうと、こういう趣旨は相當明らかになつたと思ふのであります。然るにこれが法文化されたものを見ますと、いろいろの法制技術上の困難といふことはあるといひました。この法案のままにおきましては、第一に別に法律で定めるところによりそのものの在留資格及び在留期間が決定されるまで、これまでの間に限り、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することが出来る。即ち全くの経過規定しか書いてない、そうしてこれらの法律の内容がどうなるかといふことは、すべて國際條約、協定等ができてから、どんなふうになるかわからなかつた。ここに將來に對する非常な不安を關係者が持つことは、この字句から言へば當然であると思ふのであります。従ひまして私はこの点につき、現に政府が事實上居住を全部認めて行こうと

いうことに腹があり、大體關係國との協定等の原案においても、それらのことが固まりつつある現状にかかわらず、ひたすら國際關係の現状から見て、交渉の過程だから内容には触れられないのだといふような理由を以て、最も關係人にとつて大切な点を完全にばかしておる、この書き方、それが適當でない、これが即ち不必要なる不安を起し、又一部の無責任なる煽動に同意を與えておる、これが私ははつきりしてゐないと思ふのであります。従ひましてこれを除去することが一つ。今一つは、逆に在留資格を認めると言ひますと、然らば如何なる手續が要るのか、この法律によつて確認されんとする入國管理令、この手續では非常に煩雜である。事實上これは他の一般外國人にこそ適用されても差支ないと思ひますが、これらの特定の人たちは適用すべきでないといふような判断の下に、この手續によらなければならぬのか、而もそのことが、現に問題になつておられます。これらの問題が、二つの政府があつていづれの政府の國籍というやうな問題で非常に政治的問題を起しておるのでありますから、引き続き在留資格を與えられたいといふことと並行いたしまして、何らの手續を要しないといふことをこの際明らかにすることが必要である。従ひまして修正案においてその趣旨を明らかにしたつもりであります。修正案の趣旨は、これらの二点をこなし行つて、第一には、これらの關係者は在留することが出来る、これを斷言してしまふ、これが第一であります。但しそこに問題があることは、現に行われてゐる外交交渉の結果生まれるで

あらうところの法律でございます。これが確定的にいろいろ在留の資格等のいわゆる條件とでも申しますかをきめることも、これ又當然でございます。従つて在留を許すといふことを斷定して置いて、その細目と言ひますか、條件につきましても、「別に法律の定めるところにより」と、こゝういふふうを書くことが一つ、第二は、第十九條及び第二十二條の二の規定等によつて特別な手續をとらなくていい、この点を明らかにしたのが、私の今提出いたしました修正案の趣旨でございます。どうぞ慎重に御審議の上御賛成を願ひたいと思ふのであります。

第二點は、第二十四條、つまり入國管理令の第二十四條の退去強制に關する問題でありまして、これにつきましても、すでに大隈委員から御發言がございました通りでありまして、この点につきましては、問題を二つに分けて私は考えておるのであります。第一の點は、一般的の問題といたしまして、この二十四條の規定は當然に主權國として持つべき規定であることを認めるのであります。但し先ほど來問題になつております特定の人たちは、はつきり申し上げれば朝鮮人、台灣人につきましても考えましたときに、これも若しこのまま嚴格にやるならば、それは決して正しいやり方でないことも、これは明らかだと存するのであります。従ひまして、この点につきましても、私の氣持としては、実はこの二十四條の四号のハ、ニ、ホ、これらの條項は適用しないといふことをはつきり法文で明らかにしたいと思ひますが、この點に關する政府當局の説明は、相當明確に、ただ單に

ハ、ニ、ホに限らず、一般的に、特に悪質なるもの、即ち刑を受けたものというふうなものは別であるけれども、そうでないものについては運用において十分なる手心をする、事実上退去強制の対象から外すと考へてもいいというふうな態度を相当明らかにするような声明文を頂いたのであります。従ひまして、この点につきましては、私はこの点を了承いたしましたして法文の修正はやめました。第二の点、即ち二十四條と五十三條との関係におきまして、送還すべきものときまりまして、現実にはその送還先の問題から起るところのトラブル、これを人道的に取扱つて行くという点につきましては、どうしてもやはり法文を修正して行かなければならない、かように考へまして、先ほど読みました新たな第四項を追加することを主張するものでございます。即ち政府の説明によりますと、大韓民国との交渉において、朝鮮人はすべて大韓民国から見れば大韓民国の国籍であるし、これらの人々を送還するのは大韓民国に送還すればいいのだ。そういういわば理窟一点張りの考へを持つておきまして、又台湾人につきましては、これは台湾における国民政府、台湾政権との話し合いによつて、これはすべて台湾政府の管轄すべき国民であるとして、送還先も台湾であればいいのだという、これは又理窟一点張りの理窟のようでありまして、而うしてこの問題につきましては、これらの台湾人及び朝鮮人のほかに、いま一つ戦前からおりますところの華僑中国人の問題も現に考慮しなければならぬ。そこで私といたしましては、これらの関係者に限りましては、

送還先の決定に當つて本人の意向を徴しまして、現にこれを韓国管轄地域に送つた場合には、明白に非人道的なことが行われるというふうな場合に、それを韓国にただ法律的或いは外交的な解釈一片でやらないようにして行く。又台湾人につきまして、同様に台湾に送ることが現実には非人道的なる取扱いを許容する結果になる虞のある場合には、これも又本人の意向を徴する。又一般中国人、戦前からおります中国人につきまして、これを中国本土に送還することによる、或いは台湾に送還することによる非人道的な処遇が起らないようにする。この点を明らかなにせんとするのがこの第四項の修正の趣旨でございます。申すまでもなく、これは例は違ひかも知れませんが、日本には当接ありませんが、現に朝鮮におきます停戦会議を見まして、例の俘虜の交換の問題に關連いたしまして、国連側がやはり送還先の問題については人道的な考へ方をすること、これが又一つの國際政治上の難問になつておることは承知しております。我々の信ずる人道主義を貫くという意味から言ひまして、この程度の修正は當然にやるべきだと、かように考へる次第でございます。

以上の理由によりまして、ボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に基く外務省關係諸命令の措置に關する法律案を修正する動議を提出いたします。従ひまして原案にはそのままで賛成いたしかねるのであります。同様の関連におきまして、本来その法案自身としては別に異議はないと思われましても、この二つの関連におきまして、このままでは賛成いたしかねることを申し上げたいと存するのであります。

○委員長(有馬英二君) ほかに御討論はございませんか。

○兼岩傳一君 只今社会党第四控室、それから第一クラブ有志及び労働党等で修正案を今練つておりまして、もうおつけ参りますのでちよつとお待ち願ひたいと思ひます。

私は一昨日お尋ねした点をこの機会を利用して御回答をちよつと得られれば得たいと思ひます。

○委員長(有馬英二君) 申し上げますが、前回、一昨日で質疑を打切つてあります。

○兼岩傳一君 だから質疑をするのでなく、あなたも承認された……

○委員長(有馬英二君) 兼岩君の質疑に對しましては、政府から書面を以てお答えすることにいたしました……

○兼岩傳一君 それは初耳ですね。そうですか、そういうことにきまりましたか。

○委員長(有馬英二君) 先ほど御報告いたしました。

○平林太一君 両案を一括して原案に賛成するものであります。以下賛成いたしますこと、この概略の理由を申し上げます。

平和條約の発効するのは本日であり、時間的には今日の午後十時十五分と相成つておりますが、全国を挙げて本日我が国の平和発効の、その極めて感慨深き、又記念すべき当日であります。先刻本会議場におきまして、この講和に伴う我が国の決意、覚悟のありまを本会議場におきまして極めて厳肅莊重にこれが決議が行われましたことは、今なお私の感慨に

深い次第であります。その決議案中の第一として掲げてありますのは、一日本は一貫して世界平和の維持と人類の福祉増進に貢献せんことを期し、国連加入の一日も速やかならんことを希う。

二日本はアジアの諸国と善隣友好の關係を樹立し、もつて世界平和の達成に貢献せんことを期する。

三日本は領土の公正なる解決を促進し、機会均等、平等互恵の國際經濟關係の確立を図り、もつて經濟の自立を期する。

四日本國民はあくまで民主主義を守り、國民道義を昂揚し、自主自衛の氣風の振興を図り、名実ともに國際社會の有爲にして責任ある一員たらんことを期する。

以上の四項を決議いたしました次第であります。私がこの両案に賛成をいたさんとした趣旨は、まさに今日の議場におきまして、これが議決されたことに深き思いをいたしたのであります。要するに両案の内容に對しましては、すでに慎重に次々慎重を重ねて、そしておよそこれらの案に對しますところのその字句或いはそれに派生影響するところの諸問題に對しましては、善を善とし、又善ならざるものに對しましては善ならざるように、それぞれ審議を盡して参つております。従ひまして、これは會議録に昭々として明らかにこれは明記されておる点でありまして、これが不備の点或いは心配をせらるる点、若し先刻曾君の切々たる修正の御意見があらましたに、これらに對しまして更にそれ以上、御説明以上にすでに會議録にこれが詳細に明記され、これが詳述せら

れておる次第であります。これが運用に當りましては、政府におきましては、ここに現わされるところの、例えば修正等によりまして現わされる文字等に遙かに数倍、数百倍いたしまして、これら會議録を通じて運用の上に誤まりなきを期することは、私は極めて明らかなることと思ひます。従ひまして、又その相成つておりますことが今日の事例によつてよく明瞭である次第であります。従ひまして私は、さういふことに對しまして、深い憶測或いは深い深慮をこの際拂ひますことは、只今私は決議をいたしました、只今ここに参つたこの瞬間に、まだ時間が極めて間近であるという上におきましても、我々はこの決議に伴う國際間に對しまして、その信をいやくも裏切るような、又信をして失わしむるようなことが断じてないことは、この決議によつても極めて私はこれを明かにしなければならぬことと思ひます。内外に開明いたしております。従ひまして私はこの両案に對しまして、も、さういふこれらいわゆるいづれもこれが對外的外國關係の法律でありますること、これが運用は字句以上にこの國際間の信義というものを重んじなければならぬ。若しそれ又これが特に取上げておきますところの隣邦近國、アジアを中心とするアジアの親善という、これらアジアに關係するところの諸國民に對しましては更にその感一層深いものがありま。形式や字句の上の事柄の狭い範圍のものではない、広い意味におきまして、私は、こういふことが深く政府においてこれが行われることを信じて疑わざる次第であります。又さうあることをこの際深く

望んで、これに對して賛成を表する次第であります。詳細のことにつきましては、すでにそれらの機会におきまして明らかにいたしましたので、これを申し上げる次第であります。ただこの際先刻委員大隈君より御意見がありましたが、岡崎國務大臣がこの法案に對します、つまりこれを對外的のものであり、今一度重ねてこれに對します政府の持つておられる有為、高尚な雄大な氣持を明らかにして、そうして明朗な態度をして、或いはこれらに係して心配せられておられる人々に對して、安心して、安んずるところの態度をなさしむるところの發言は、或いはこれ又極めて私も同感であります。これは大隈君のそういうような御意見に對しましての事柄に對しましては賛意を表する次第であります。

以上を以ちまして私の討論を終ります。

○委員長(有馬英二君) ほかに御意見はございませんか……速記をとめて……

〔速記中止〕

○委員長(有馬英二君) 速記を始め……

○岡田委員長 私はボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く外務省關係諸命令の措置に關する法律案中の修正の箇所でございますが、第一が第二條六の「別に在留資格及び在留期間が決定されるまで」とあるのを「別に法律の定めるところにより本邦に在留することができ」と改めます。第二は、附則の三として次のものを挿入いたします。「日本國との平和條約の規定に基き同條約の最初の効力發生の日において日本の國籍を離脱する者で、昭和二十年九月二日以前から同條約の最初の効力發生の日まで引続き本邦に在留するもの(昭和二十年九月三日からこの法律施行の日までに本邦で出生したその子を含む)については、別に法律で定めるまでの間第二十四條を適用しない。」更に附則四として次のものを挿入いたします。

「附則三に掲げるもの及び昭和二十年九月二日以前から平和條約の最初の効力發生の日まで引続き本邦に在留する外国人(昭和二十年九月三日からこの法律施行の日までに本邦で出生したその子を含む)は、そのものの國籍又は市民権の属する國の特別の事情を考慮して本人の希望により送還先を決定するものとする。」以上が修正案でございます。これは社会党第四控室、労働党、第一クラブ有志並びに共産黨の委員によりまして提出されるものでございます。

の問題ばかりではなく、今日の日本にとりましては、従来日本の領土でありました朝鮮並びに台湾の人々の問題という重要な問題まで取扱われておりますので、その人々に対する取扱いが、政府の提案されました法律では甚だ問題が多いと、こう考えますので、この修正案を提出したのであります。即ちこのボツダム宣言の受諾に伴い云々の法律案の第二條の第六項におきまして、戦前より引続き日本に居住しておられます朝鮮人並びに台湾人に関するところの今後の位置が定められることになつておりますが、これでは極めて不十分、不明確であります。そうしてこれによりますならば「別に法律で定めるところにより、その者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引続き在留資格を有することなく本邦に在留することができ」とありまして、原則的に一体この人々の在留資格並びに在留期間をどうするかというところが、この法律におきましては定められておらないのであります。これはこれらの人々に對しまして非常に不安定な、不安心な、安心のできないことになつておるのであります。やはりこれは従来からの關係等を考慮しまして、原則的に引続き在留することができ、こういう原則を立つべきが当然であらう。但しその在留の資格並びに在留の期間は後に朝鮮なり或いは中国の國々との間にいづれ取極等もでき具体的に定めることといたしまして、日本に在留することが妥當であると考へておるのであります。

それから修正の次の点は、出入國管理令第二十四條の適用の問題でございます。この第二十四條につきましては、外務、法務連合委員会におきまして詳しく質疑が重ねられておりました。が、この第二十四條の適用が先にも會々委員が指摘されましたところもございまして、これ又従来から引続き在留しておるかたんに對しまして不安の種となつておるのであります。これは國內政策上から見まして、又今後の中国並びに朝鮮との關係を我々が打開し、そしてよき善隣友好の關係を打立てて行きますために、これは俄かにこのまま直ちに適用すべきものではない、この考へるのではありません。勿論これにつきましては、特段の除外或いは又それらの國々との關係がもう少し明確になりまして、國際的な取極等によつていづれと問題が決定されるまで、この第二十四條を直ちに従来から在留しておる人々には適用しない、こういうふうにしたいと私も考へておる次第であります。

更に修正の第三点は送還先の問題でございますが、これは先に會々委員も指摘されたところでございまして、現在の朝鮮における状態及び中国並びに台湾の狀態というものを考へまして、若し朝鮮人を政府の言いがごとく、これとごとく大韓國民として取扱ひ、これを大韓民國に對しまして送還するといふようなことになりますれば、非人道的な問題が起ることも考へられます。かくのごときことは我々は避けなければならぬと、こう考へておりますので、若し送還の問題が起りました場合には、本人が希望するところに従ひまして、かくのごとき非人道的な取扱ひ方が起らないようにするということを我々は考慮すべきではないか、こう考へまして、三點の修正案を提出いたしました次第であります。何とぞ委員諸君の御賛同を願ひまして、修正をせられんことを切望する次第でございます。

○委員長(有馬英二君) ほかに御發言はございませんか……御發言がないようでありますから、討論は終局したものと認めまして御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(有馬英二君) 御異議ないと認めます。それではこれから採決に入ります。先ず討論中にありました大隈君の修正案を議題に供します。大隈君提出の修正案に賛成のかたの拳手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(有馬英二君) 過半数と認めます。

第二に、會々委員提出の修正案の可否を問ひます。會々委員提出の修正案に御賛成のかたの拳手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(有馬英二君) 少数と認めます。

次に、岡田委員提出の修正案について可否を問ひます。岡田君提出の修正案に御賛成のかたの拳手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(有馬英二君) 少数と認めます。

次に、修正案を除く部分の原案について御賛成のかたの拳手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(有馬英二君) 過半数と認めます。よつて本案は過半数を以ちまして修正可決されました。

なお本會議における委員長の口頭報

告の内容は本院規則第四百四條によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならんことになっておりますから、委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することにして御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(有馬英二君) 御異議ないものと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を付することになっております。本案修正案を可とされましたか。は順次御署名を願います。

多数意見者署名

野田 俊作 杉原 荒太
團 伊能 平林 太一
伊達源一郎 大隈 信幸

○委員長(有馬英二君) 次に外国人登録法案について採決をいたします。外国人登録法案について御賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(有馬英二君) 過半数と認められます。よつて本案は過半数を以て可決されました。取扱は同様にいたします。御署名を願います。

多数意見者署名

野田 俊作 杉原 荒太
團 伊能 平林 太一
伊達源一郎 大隈 信幸

○委員長(有馬英二君) 次に、日本国との平和條約第十五條(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する協定の締結につ

いて承認を求めるの件を議題といたします。御質疑のかたは順次御質疑を願います。別に御質疑もなければ、討論に入ることに御異議ございませんか。

○兼岩傳一君 異議ありませんよ、つまりね、困りますよ、そう急がれては……。奔命に疲れますよ、今大きな重要な法案は全くあれませんでしたから、もう暫くですし、ここで只今可決になりまして法律案に対する今後の見通しも拜聴したいし、準備もありますから、懇談会に一度入つて頂いたら如何でしょうか。

○岡田宗司君 それは今日やらなければならぬ法律案なんですか、あなたのほうは今日上げないと困る何があるのですか。

○委員長(有馬英二君) ちよつと速記をとめて……。

〔速記中止〕

○委員長(有馬英二君) 速記を始め……。それは質疑もないようでございますから、討論に入ることに御異議ございませんか。

○委員長(有馬英二君) 討論に入りませう。御発言のかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

〔なし〕

○委員長(有馬英二君) 別に討論もないようでありますから、これにて採決に入ります。原案に賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(有馬英二君) 過半数と認められます。それでは本案は承認されたものと決定いたしました。手続は前と同じようにいたして御署名を願います。

多数意見者署名

野田 俊作 曾根 益
杉原 荒太 團 伊能
平林 太一 伊達源一郎
加藤シヅエ 大隈 信幸

○委員長(有馬英二君) では御署名漏れはございませんか……。御署名漏れないと認めます。今日はこれを以て散会いたします。午後零時七分散会

四月二十六日本委員会に左の事件を付託された。
一、日本国との平和條約第十五條(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する協定の締結について承認を求めるの件(予備審査のための付託は四月十四日)

四月二十六日本委員会に左の事件を付託された。
一、在外同胞引揚促進等に関する諸願(第一七八一號)

一、在日中国人の出入国管理令適用除外に関する陳情(第九三五號)

第一七八一號 昭和二十七年四月十六日受理
在外同胞引揚促進等に関する諸願
請願者 福島県議事事務局内
大竹作摩

紹介議員 石原幹市郎君
講和條約の発効による主権回復を目前に控え、今日なお祖国帰還を許されず、ソ連、中共地区において苦しんでいる抑留同胞および現在戦犯者として外地拘留所において日夜勞役に服する

同胞のあることは、国民感情を暗然たらしめる最大の遺憾事であるから、講和発効を機に、残留者全員の帰還と、服役者の減刑および内地送還の方途につき関係各国に願うこととの諸願。

第九三五號 昭和二十七年四月十五日受理
在日中国人の出入国管理令適用除外に関する陳情
陳情者 東京都千代田区丸ノ内丸ビル四六七号室留日華僑連合総会内 林以文

今国会に提出の「出入国管理法案」に「外国人登録法案」によつて、戦前から日本に居住している大陸系中国人および戦後から居住している台湾人も一般外国人と同様に日本政府に対し在留資格取得の申請をしなければならないことになつてゐるが、大陸系中国人は終戦前嚴重な法令の制限下に嚴密な審査を受けて永住の許可を與えられたものであり、戦後から日本に居住している台湾人は旧日本人で戦力増強のため徴用または国策会社の海外勤務等による引揚者ばかりであるから、これら中国人の永住の既得権が認められるとともに戦前から日本に居住している台湾人と同様当分の間その適用から除外せられたいとの陳情。

昭和二十七年五月十三日印刷

昭和二十七年五月十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所